

第3期
東成瀬村子ども・子育て支援事業計画

(案)

令和7年3月

東成瀬村

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制と策定の経緯	3
第2章 東成瀬村の子ども・子育てを取り巻く状況	4
1 子どもを取り巻く状況	4
2 アンケート結果からみた子どもを取り巻く状況	9
3 東成瀬村の子ども・子育て支援の課題	16
第3章 計画の基本的な考え方	17
1 基本理念	17
2 基本目標	18
3 施策の体系	19
第4章 基本施策	20
基本目標1 子育て家庭の支援	20
基本目標2 子どもの健全育成のための環境整備	24
基本目標3 子どもと子育てに優しい村づくり	27
第5章 子ども・子育て支援事業の推進	29
1 教育・保育提供区域の設定	29
2 計画期間の子ども数	30
3 子ども・子育て支援給付	31
4 地域子ども・子育て支援事業	34
5 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	42
6 総合的な施策の推進	43
第6章 計画の推進	44
1 関係機関等との連携	44
2 計画の達成状況の点検・評価	44
3 家庭・地域・事業者・村の役割	44

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

我が国では人口減少が加速し、少子化も急速に進んでいます。そんな中、近年では核家族化の進行や一人親家庭の増加、地域コミュニティの希薄化による子育て不安の増大や、女性の社会進出による保育ニーズの拡大など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

国では平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を核とする「子ども・子育て関連3法」を制定し、この関連3法に基づき、平成27年度から就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

東成瀬村においては、平成27年3月に『東成瀬村子ども・子育て支援事業計画』を、令和2年3月には『第2期東成瀬村子ども・子育て支援事業計画』を策定し、すべての子どもと家庭を対象とした子育て支援を総合的かつ計画的に推進してきましたが、この度令和6年度で計画最終年を迎えることから、「第3期東成瀬村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもとその家庭を取り巻く環境の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

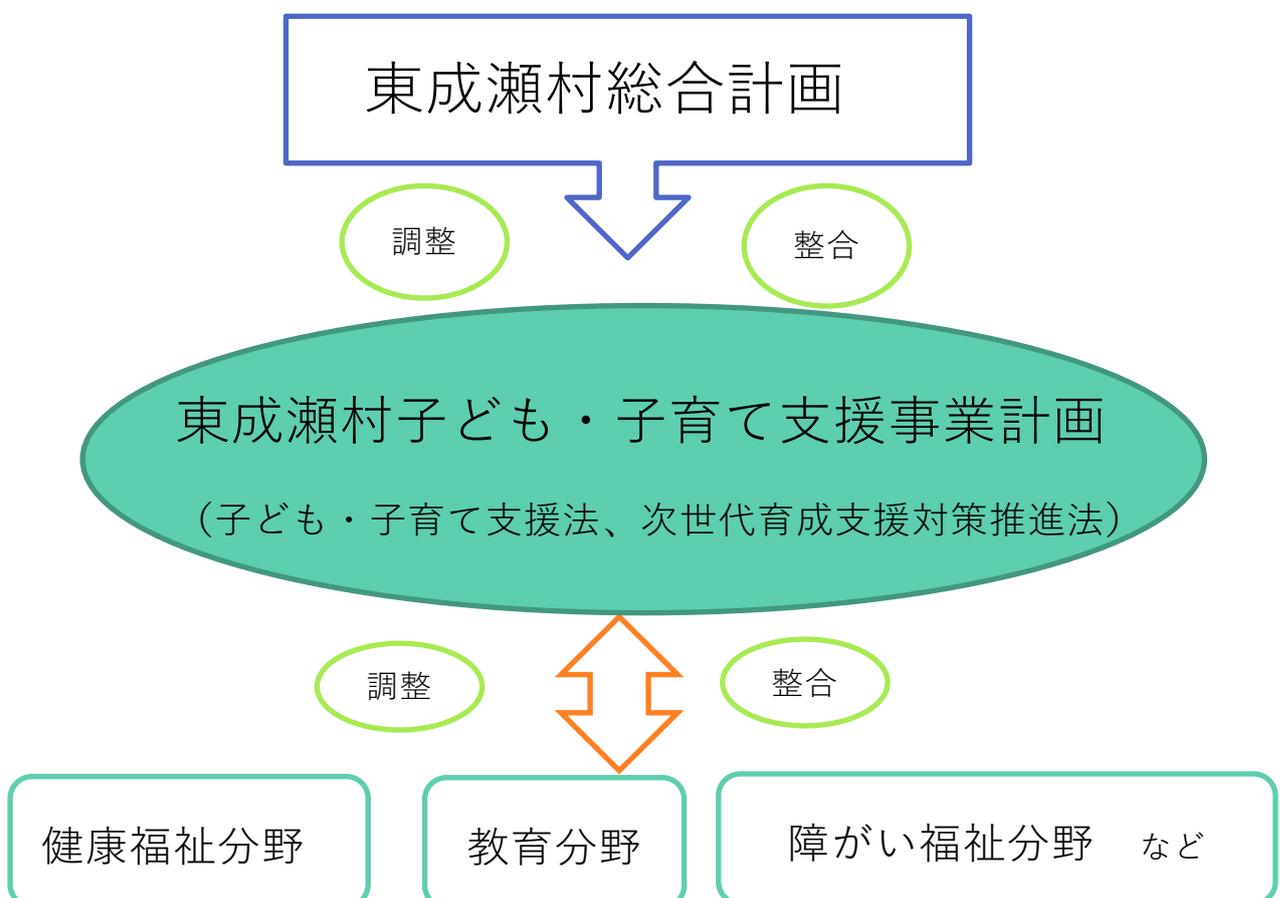
子ども・子育て支援法

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、“心にうるおいのある協働の村づくり”を基本目標とする「東成瀬村総合計画」を上位計画とし、東成瀬村における児童福祉、母子保健、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

なお、本計画は、国・県の子ども・子育て支援の関連計画や本村の関連個別計画と整合性のとれた計画として策定するものです。



3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とするものです。
ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度以降
本計画	第3期					
次期計画					●見直し及び策定	

4 計画の策定体制と策定の経緯

(1) 計画の策定体制

[東成瀬村子ども・子育て会議の設置]

地域の関係団体・機関や保護者の代表等により構成される「東成瀬村子ども・子育て会議」を設置しており、第1期計画期間から進捗状況等の報告をしてきました。本計画の策定にあたっては、委員の皆様から本計画に関わるご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

[アンケート調査の実施]

計画の策定に先立ち、東成瀬村における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前の子どもや小学生の保護者を対象とするアンケート調査を令和6年9月下旬に実施しました。

[パブリックコメントの実施]

住民の皆様から、本計画に対してのご意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。

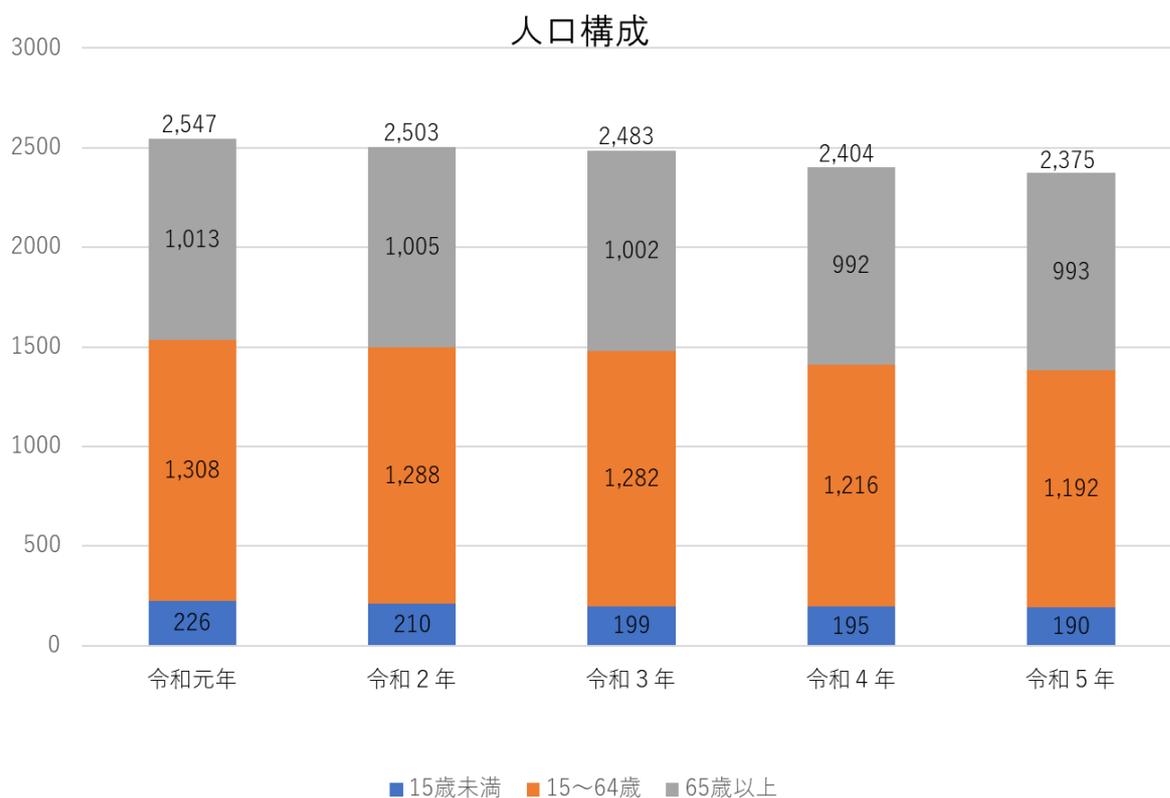
第2章 東成瀬村の子ども・子育てを取り巻く状況

1 子どもを取り巻く状況

(1) 総人口と年少人口の推移

全国的な少子高齢化を背景とする人口減少が深刻化する中、東成瀬村の総人口も減少傾向で推移しており、令和元年から令和5年の5年間で172人減少しています。

年齢3区分人口で見ると、15歳未満の年少人口は令和元年の226人から微減ながら減少傾向で推移しており、令和元年から令和5年の5年間で36人の減少、15～64歳の生産年齢人口も、令和元年の1,308人から令和5年は1,192人と116人減少しています。



(住民基本台帳各年3月31日現在)

(2) 年少人口（14歳以下）

令和2年からの5年間で未就学児童は23人、小学生は26人減少しています。令和5年の15歳の29人以降は10人台となっており、今後は中学生年代も減少していく見込みです。

年少(15歳未満)人口の年齢別児童数

(人)

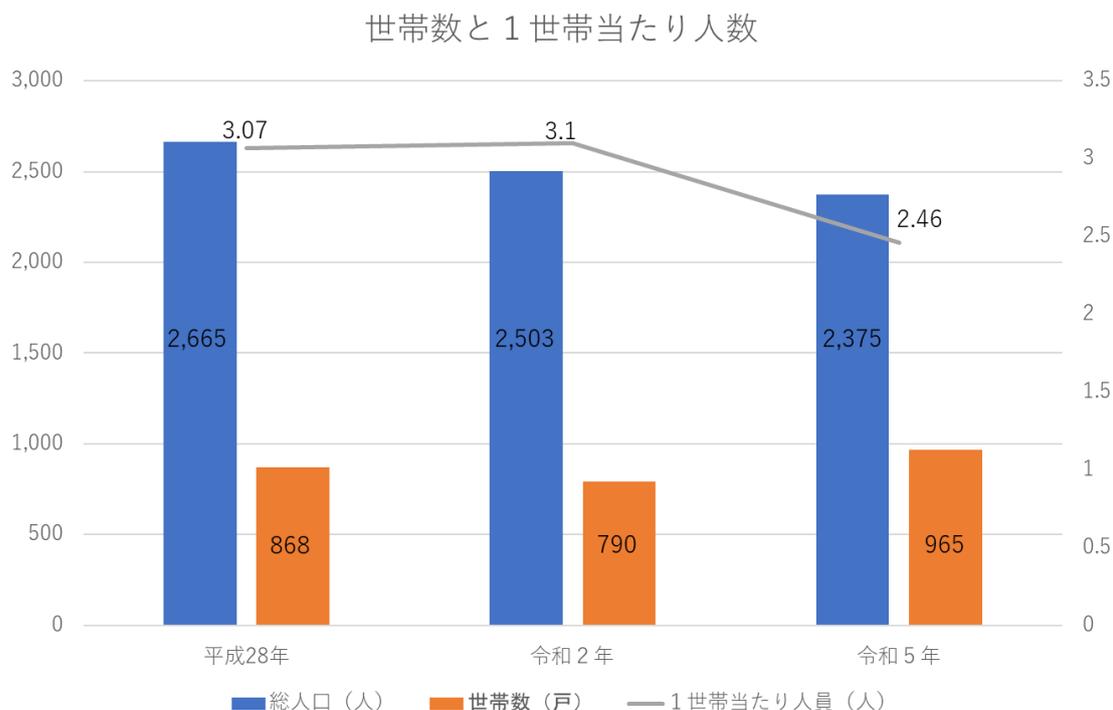
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	7	8	7	8	1
1歳	15	9	8	7	7
2歳	12	15	10	10	7
3歳	14	12	15	9	11
4歳	12	12	12	15	8
5歳	11	12	12	12	14
未就学児童	71	68	64	61	48
6歳	13	11	12	12	12
7歳	11	12	12	11	13
8歳	14	12	11	11	10
9歳	19	14	12	12	11
10歳	9	19	14	12	11
11歳	29	10	19	14	12
小学生	95	78	80	72	69
12歳	13	29	10	18	15
13歳	11	13	29	10	18
14歳	20	11	13	29	10
中学生	44	53	52	57	43
合計	210	199	196	190	160

(住民基本台帳各年3月31日現在)

(3) 世帯の状況

① 世帯数・1世帯当たり人数

人口の減少傾向の中で、世帯数は微減傾向にあり、1世帯当たりの人数は減少傾向となっています。令和2年の790世帯から令和5年は成瀬ダム作業員の転入などにより965世帯と増加していますが、総人口は減少しているため、1世帯当たり人数は、令和2年の3.1人から令和5年には2.46人となっています。

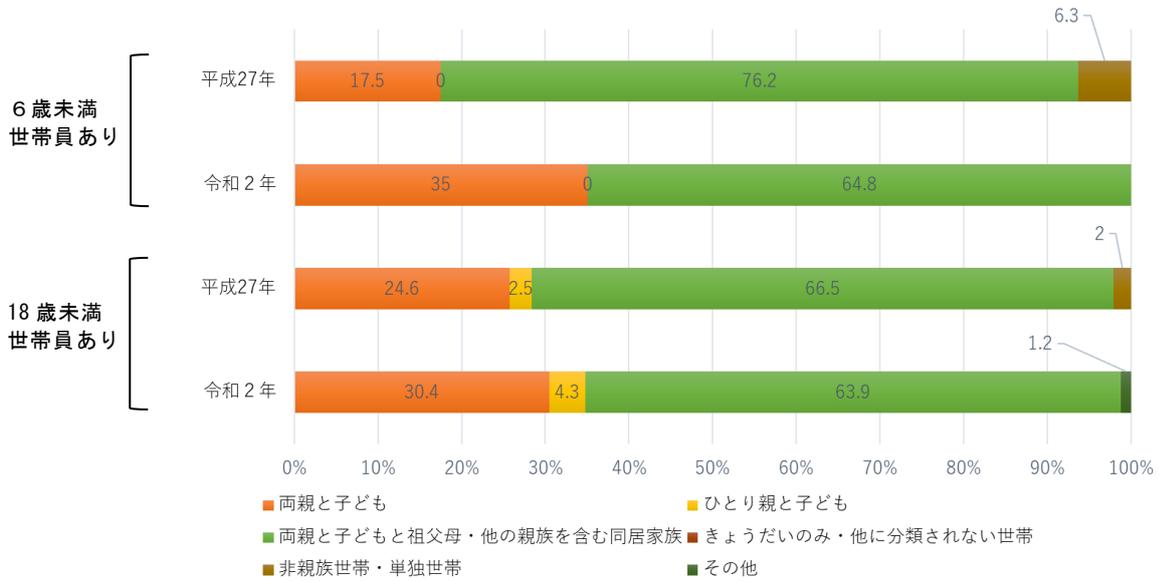


(住民基本台帳各年3月31日現在)

② 世帯構成

子どものいる世帯数は平成27年の203世帯から令和2年は161世帯に減少しています。世帯構成では、核家族が増えており、6歳未満の子どものいる家庭では平成27年が17.5%だったのに対し、令和2年は35%と大幅に増加しています。一般世帯に占める核家族の割合は平成27年度が46.0%、令和2年は49.3%と微増ですが、18歳未満の児童のいる世帯での核家族化が進んでいます。

世帯構成

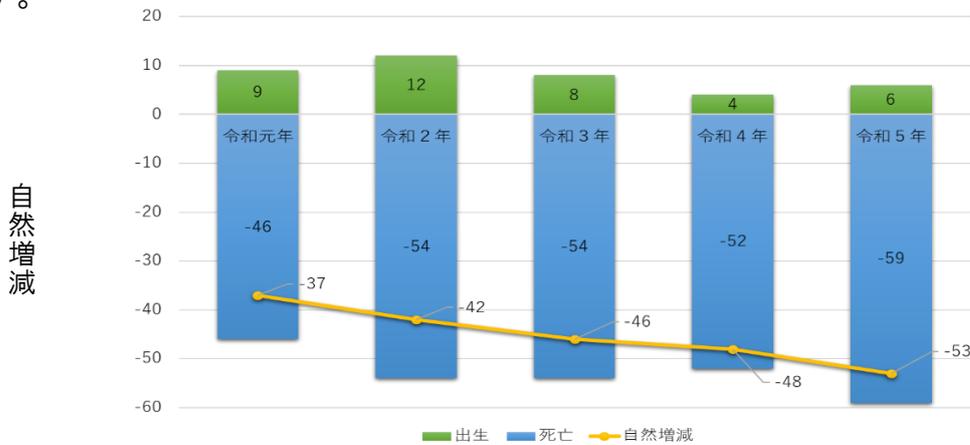


(国勢調査 各年10月1日現在)

(4) 人口動態

出生者数は、令和2年が12人だったのをピークに、令和3年は8人、令和4年は4人、令和5年は6人となっています。死亡者数は令和2年に50人を超えて以降は50人台で推移しています。

社会増減は、今後成瀬ダム事業の終了に伴い、転出者が増える事が予測されます。

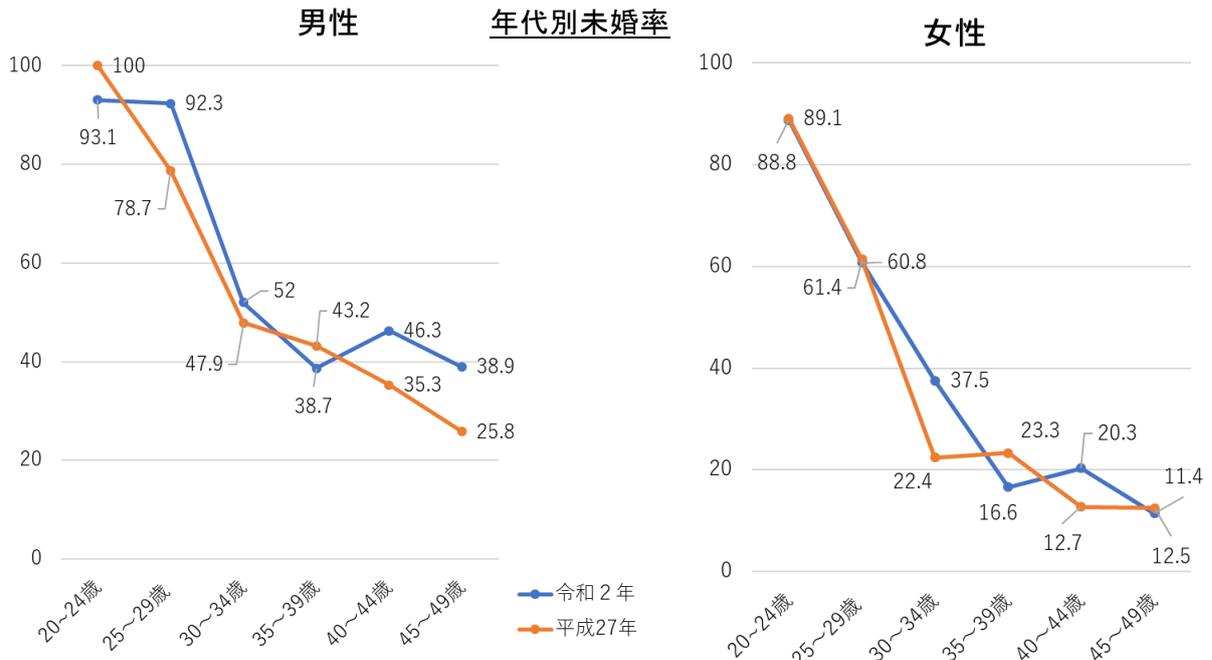


(5) 未婚者数

(秋田県年齢別人口流動調査各年10月1日現在)

男性では、40歳以上の年代で未婚者の割合が増加しており、特に45～49歳で大幅に増えています。

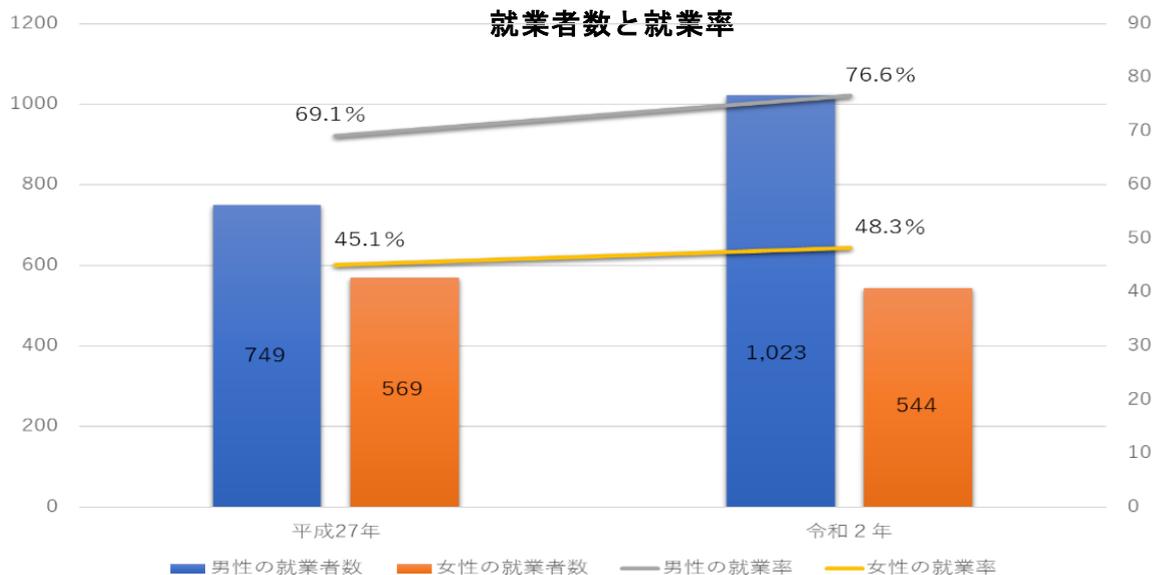
女性では令和2年の30～34歳で未婚率が平成27年の22.4%から37.5%へと大幅に高くなっています。



(国勢調査 各年10月1日現在)

(6) 就業状況

女性の就業率は微増しています。男性の就業者数・就業率はどちらも増加しています。



(国勢調査 各年10月1日現在)

2 アンケート結果からみた子どもを取り巻く状況

(1) 調査概要

東成瀬村の子どもの状況や子育て家庭の実態・要望などを把握し、子育て支援施策を検討するための基礎調査として、小学校6年生以下の乳幼児・児童のいる全世帯に対し、アンケート方式により実施しました。(68人回答/130人)

(2) ニーズ調査結果

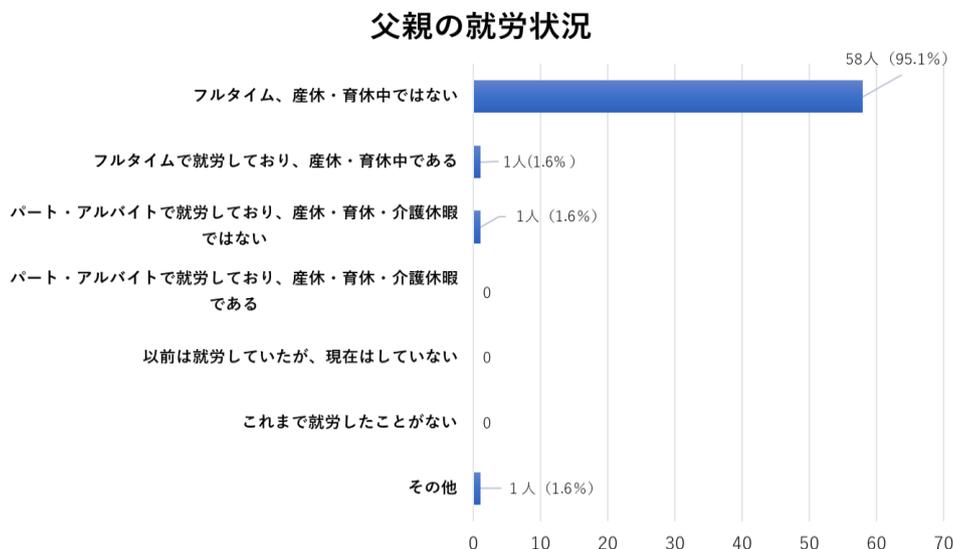
① 子どもをみてもらえる親族・知人

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が47.1%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が52.9%と高くなっています。



② 父親の就労状況

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が95.1%と最も高く、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」「パート・アルバイト等で就労、産休・育休・介護休業中ではない」「その他」が各1%と、回答者の全ての方が就労しています。

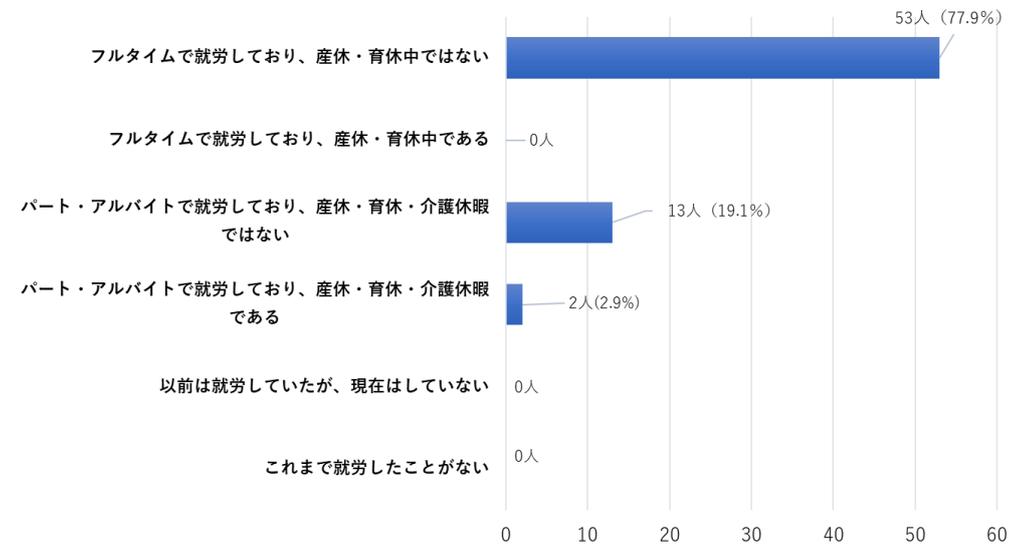


③ 母親の就労状況

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が77.9%と最も高く、「パート・アルバイト等で就労、産休・育休・介護休業中ではない」が19.1%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が2.9%と続いています。

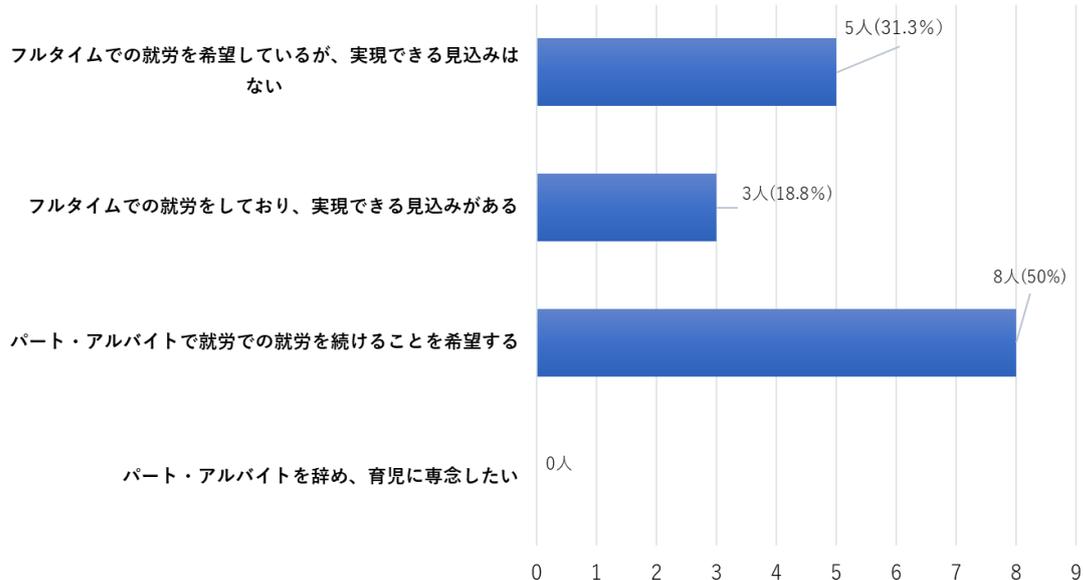
「現在は就労していない」「これまで就労したことがない」という回答はなく、現在パート・アルバイト等で就労している方のうち、フルタイムに転換希望のある方（実現の見込みがない、も含む）は50%でした。

母親の就労状況



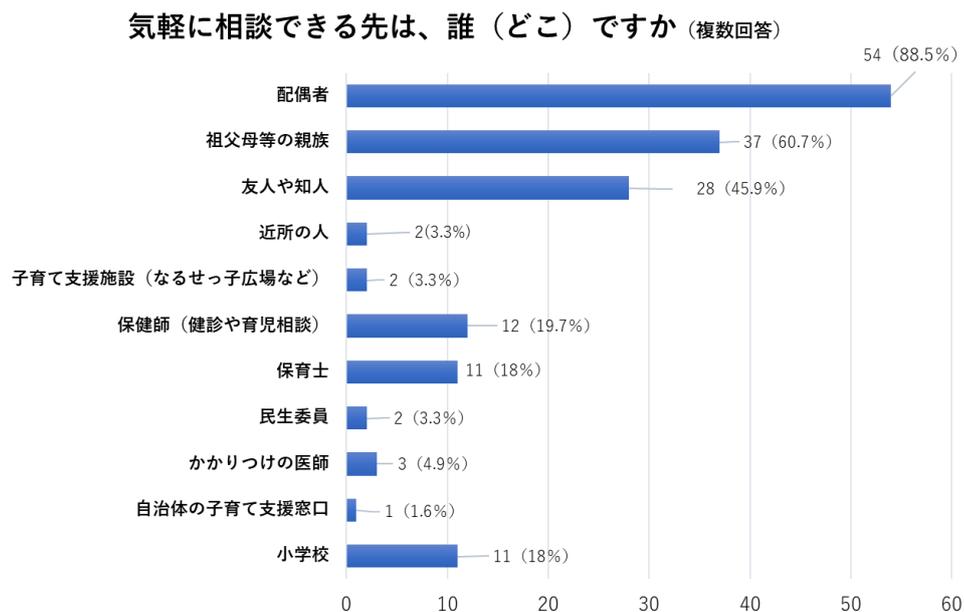
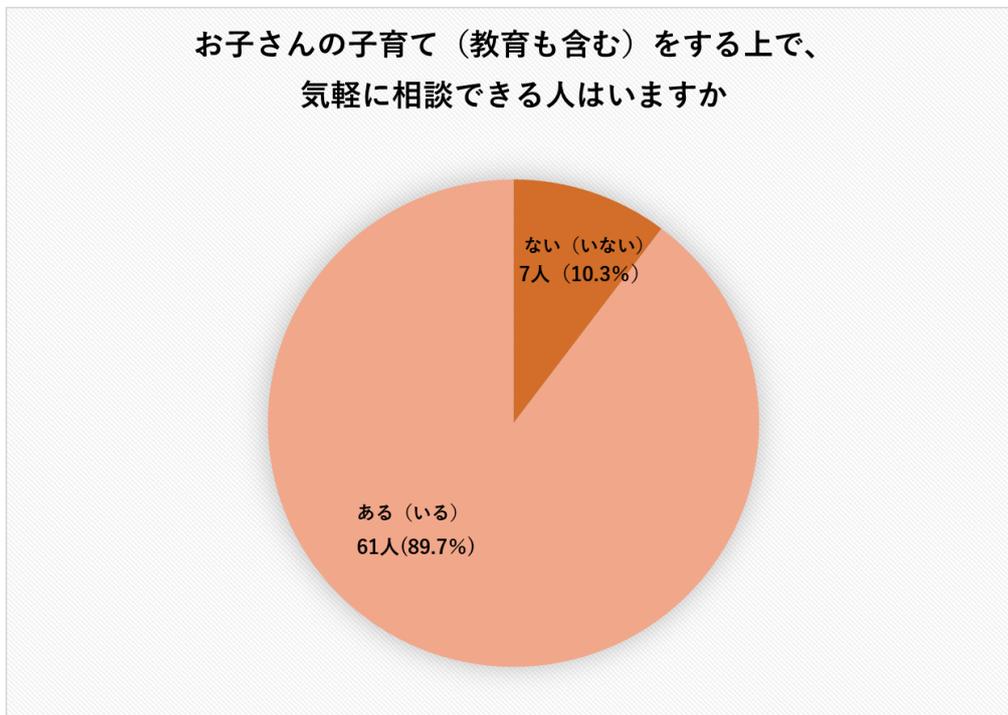
母親の就労状況がパート・アルバイトの方にうかがいます。

フルタイム就労への転換希望はありますか (16件の回答)



④ 子育ての相談相手

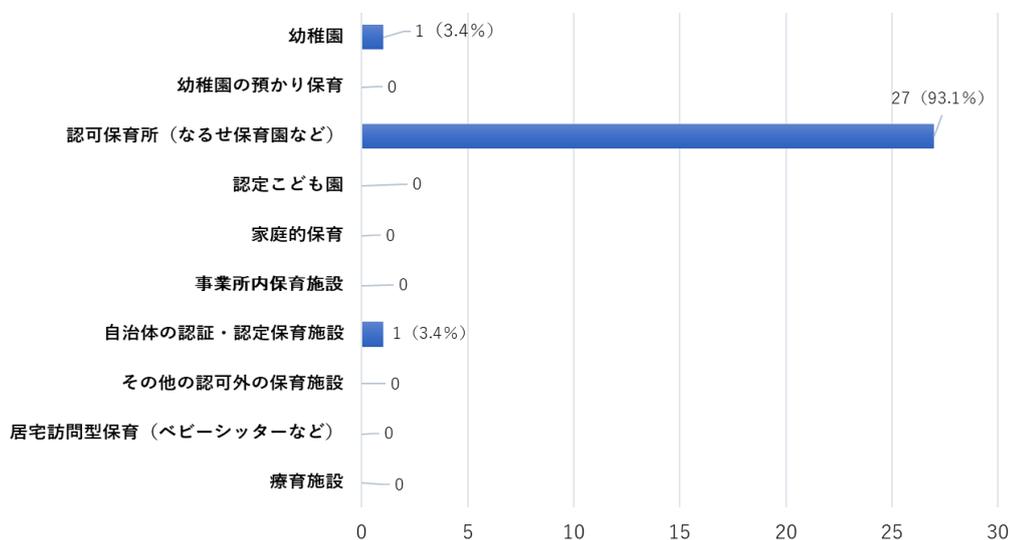
子育て（教育を含む）に関して気軽に相談できる人がいる方は約90%であり、回答が89.7%あり、そのうち相談相手は「配偶者」が88.5%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」が60.7%、「友人や知人」が45.9%、「保健師」が19.7%、「保育士・幼稚園教諭」が18.0%と続いています。



⑤ 定期的に利用している教育・保育事業

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用している方が75%おり、そのうち「許可保育所」が93.1%と最も高く、「幼稚園」が3.4%となっています。

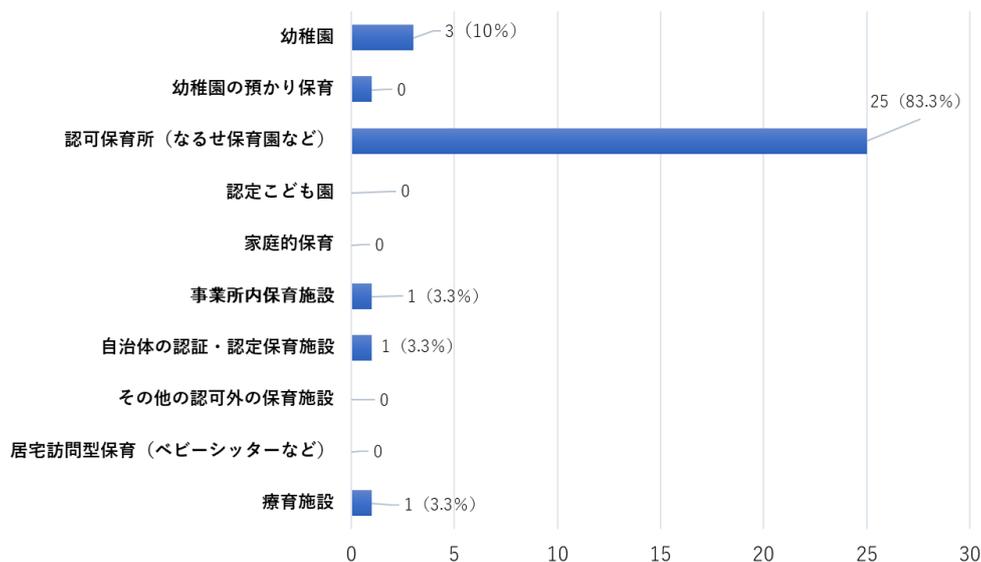
定期的にご利用している教育・保育事業はどこですか



⑥ 定期的にご利用したい教育・保育事業

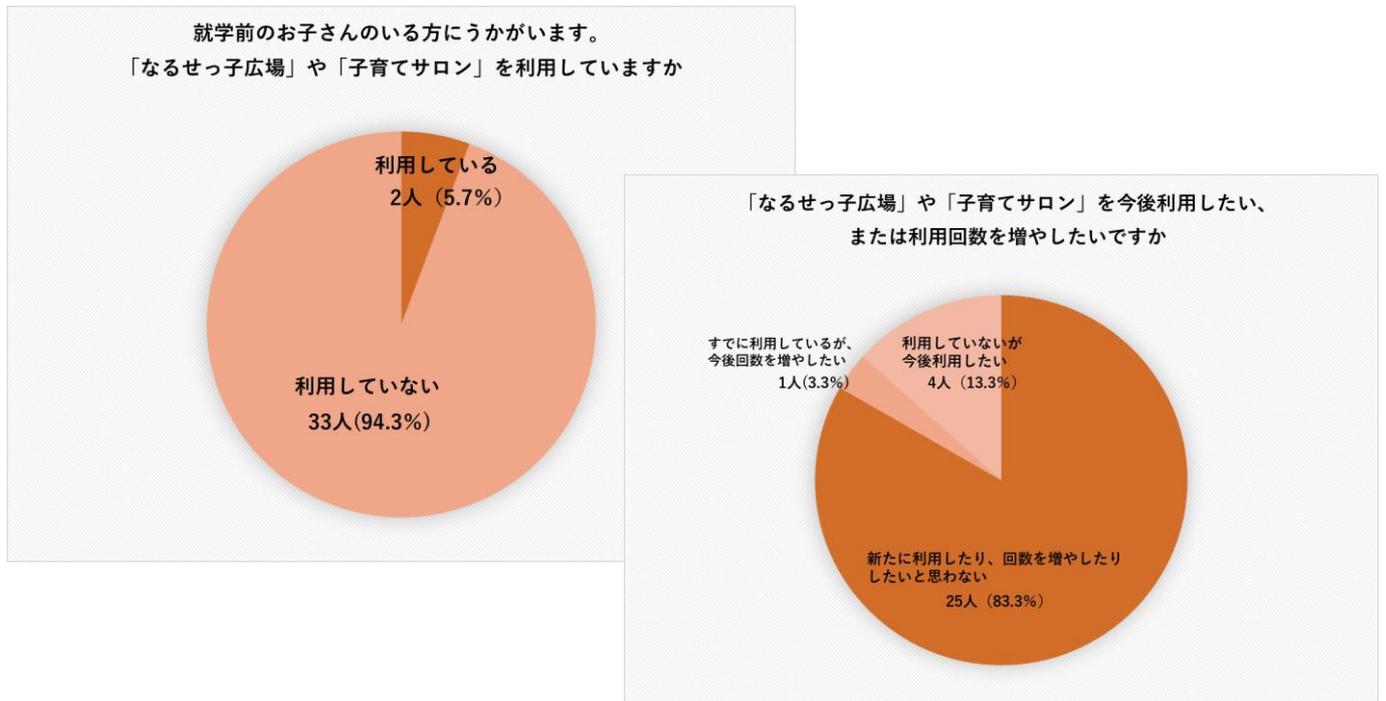
「認可保育所」が83.3%と最も高く、「幼稚園」が10.0%、「幼稚園の預かり保育」「事業所内保育施設」などがそれぞれ3.3%ずつとなっています。

定期的にご利用したい教育・保育事業はどこですか



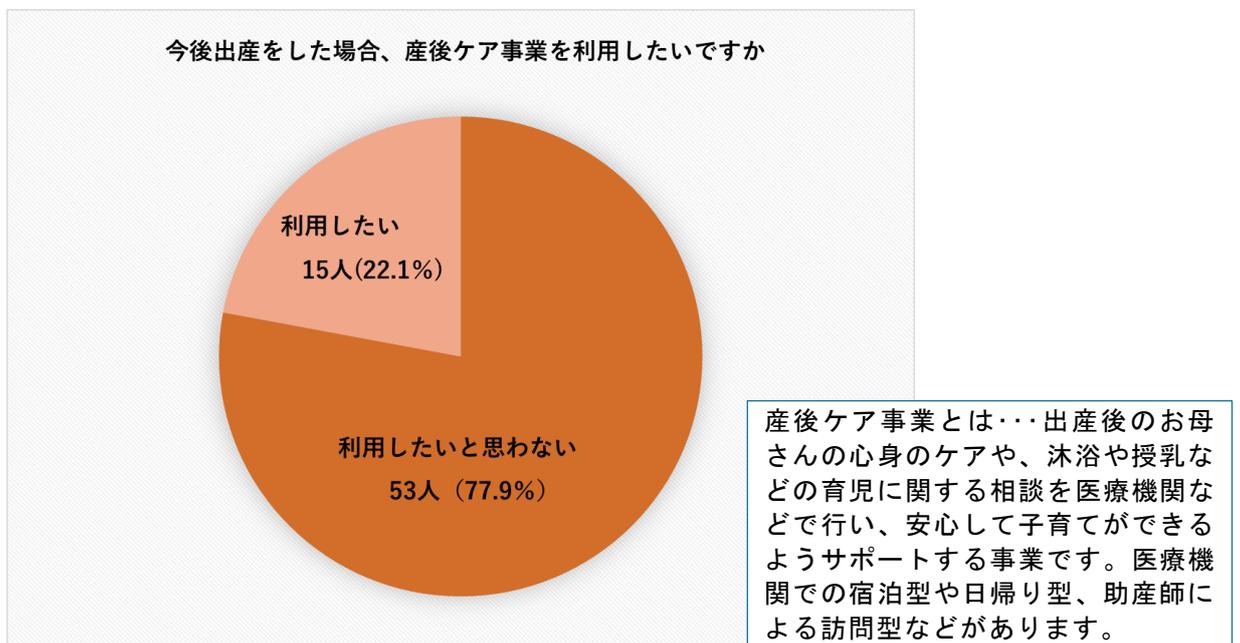
⑦ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業（なるせっ子広場）について、利用している方が5.7%、利用していない方が94.3%でした。また、今後利用したいと思う方は13.3%、すでに利用していて回数を増やしたい方は3.3%、今後利用したり、回数を増やしたりしたいと思わない方は83.3%でした。



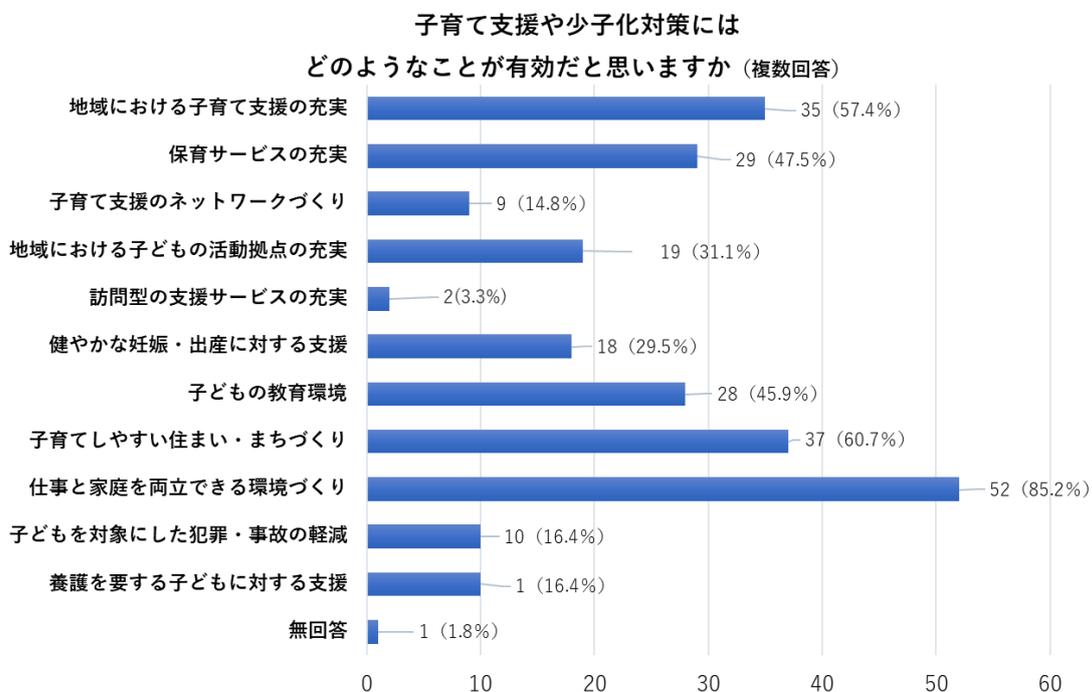
⑧ 産後ケア事業

産後ケア事業について、今後利用してみたい方は22.1%、利用したいと思わない方は77.9%でした。



⑨ 有効だと感じる子育て支援

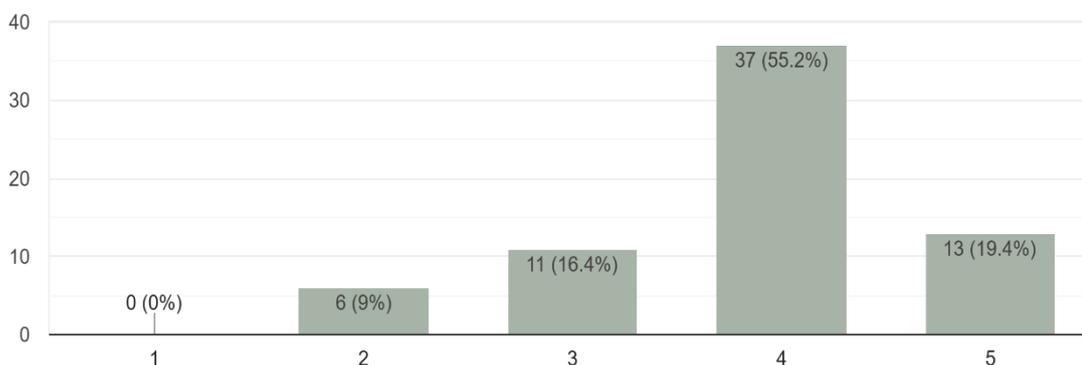
「仕事と家庭生活を両立できる環境づくり」が85.2%と最も高く、「子育てしやすい住まい・まちづくり」が60.7%、「地域における子育て支援の充実」が57.4%、「保育サービスの充実」が47.5%、「子どもの教育環境」が45.9%、「地域における子どもの活動拠点の充実」が31.1%と続いています。



⑩ 東成瀬村の子育て支援の取組みについての満足度

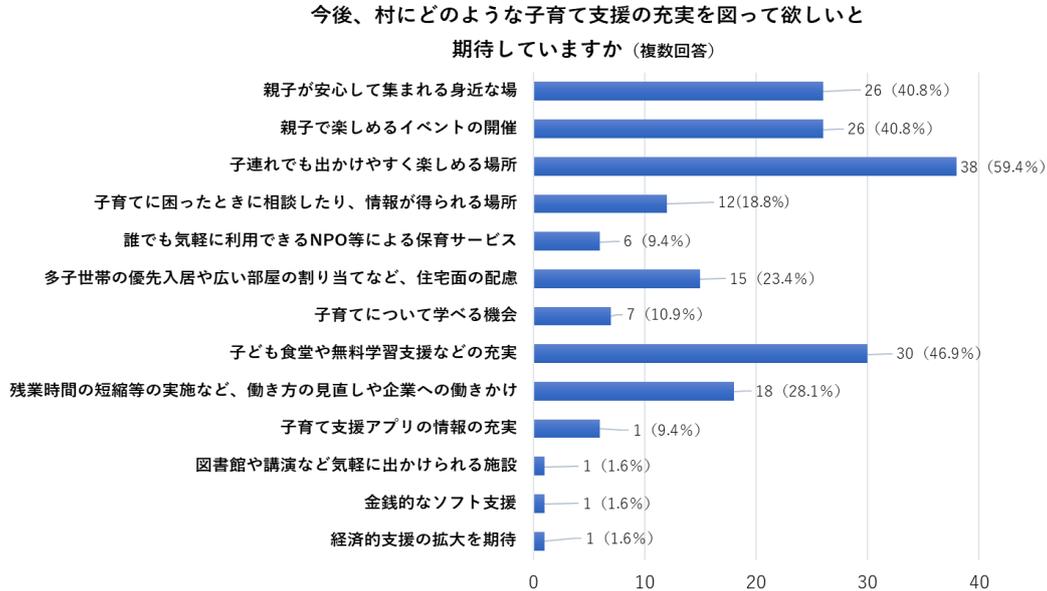
満足度が最も高い「5」が19.4%、「4」が55.2%となっています。

東成瀬村の子育て環境や支援に関する満足度（5段階で）



⑪ 村に今後期待している子育て支援

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」が59.4%と最も高く、「子ども食堂や無料学習支援の充実」が46.9%、「親子が安心して集まれる身近な場所」「親子で楽しめるイベントの開催」がそれぞれ40.8%と続いています。

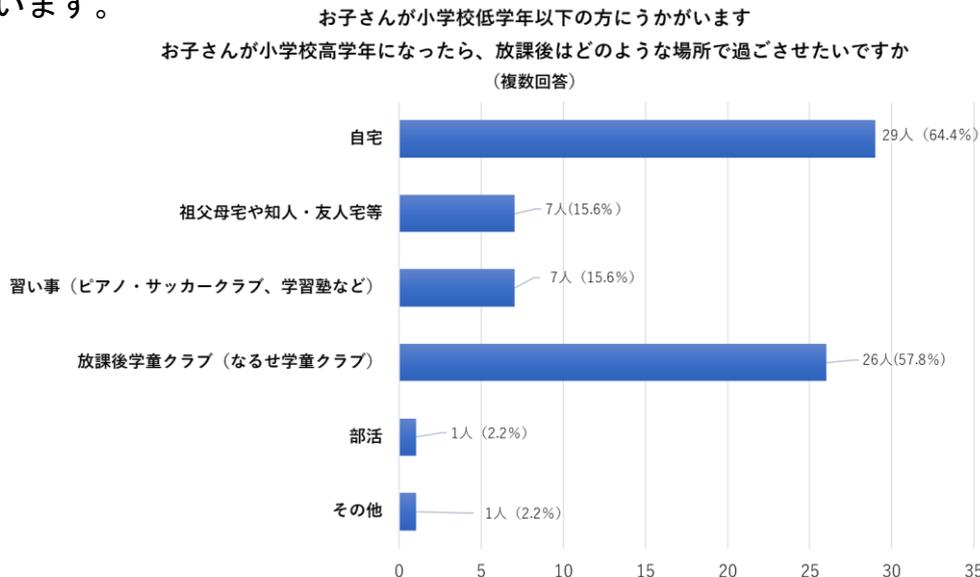


⑫ 放課後児童クラブの利用状況

令和6年度の放課後児童クラブ利用率は、低学年が81.3%、高学年が77.1%です。利用者全体の利用日数は、「週4・5日」が37.1%で、「週3日以内」の22.1%と合わせて利用率は59.2%となっています。

⑬ 放課後児童クラブの今後の利用意向

アンケートでは低学年以下の57.8%が、「高学年になっても放課後学童クラブを利用したい」となっていますが、令和6年現在、高学年の利用登録者は児童の8割近くとなっており、受け入れ体制を引続き整えていく必要があると考えています。



3 東成瀬村の子ども・子育て支援の課題

(1) 地域における子育て支援

子どもの人口と1世帯当たりの人数の減少は進んでおり、少子高齢化と核家族化が進行しています。共働き世帯の増加に伴い、育児と仕事の両立が難しいと感じる親が多くなる中で、身近な相談相手がいないなど、地域での社会的なつながりが希薄になることにより、親や子どもが孤立感を感じることを懸念されます。

村では、令和6年度からこども家庭センターを設置し、妊娠期から出産、育児に関する情報提供や相談を行っています。アンケートでは、親子が気軽に集まり情報交換や相談ができる場の提供などを求める意見が多く寄せられました。身近な場所で楽しく安心・安全に子育てができるような環境づくりを、より一層進めていくことが重要であると考えます。

(2) 配慮を必要とする子ども、家庭への支援体制づくり

配慮を必要とする子どもや家庭においては、その背景にある課題等も含めて複数の問題を抱えている状況があります。村では妊娠届出時から新生児訪問、乳幼児健診などで個別相談を行い、それぞれの家庭が抱えている状況を把握するとともに、必要に応じた支援につなぐため、外部機関等との連携を進めてきました。

引き続き関係機関が連携し、児童や家庭への総合的な支援体制を整備・充実させていくことが重要と考えています。

(3) 子育てと仕事の両立を支援する体制づくり

共働き家庭が増加する中で、日中に安心して子どもを預けられる場所を提供することが重要となってきています。

勤務体系が多様化し、延長保育や休日保育などといった保育サービスや、放課後等の子どもの居場所づくりなど、支援の充実がさらに求められています。

一方で、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革などは一定の浸透が見られますが、まだ課題もあり、働く人と雇用者側への働きかけを進めていくことが必要と考えられます。

(4) 家庭・学校・地域の連携による教育の推進

子どもの健やかな成長を地域全体で支えるためには、家庭・学校・地域が連携していくことが重要です。

地域とともにある学校づくりをめざした「コミュニティ・スクール」では、学校と保護者、地域との絆を大切にしながら、地域ぐるみで、子どもたちの健やかな成長を支えていく取組みを行っています。

地域の方々との交流や、文化や伝統を学ぶ機会を通じて、子どもたちが地域社会の一員であることを実感し、地域に対する愛着や責任感が育まれるよう、地域全体で連携して成長を支える取組みを推進していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

東成瀬村子ども・子育て支援事業計画の基本理念は以下の通りです。

子どもの最善の利益が実現され、
すべての子どもが健やかに成長できるむらづくり

この計画は、子どもたちが健やかに生まれ育ち夢を育むことをめざすものです。そのためには、家庭はもちろん、地域、事業所、学校、行政などがつながりを深め、地域社会全体で子育て・子育てを支援し、子育て世代が子育てに喜びを感じることでできる村づくりを推進していくことが重要であると考えます。

地域とのつながりで育まれた元気な子どもたちの歓声が響き、笑顔が輝き、子育て家庭とそれを見守り支援する村民の笑顔があふれる東成瀬村をめざして取り組みます。

2 基本目標

以下の3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 子育て家庭の支援

子育て中の親同士や子ども同士がいつも交流し、子育てに関する情報がいつでも必要な時に手に入り、子育てに悩んだ時は相談する場があり、子育て世代、子育てをする保護者が地域や家庭で孤立感を感じることなく、心穏やかに子育てできる村をめざします。

また、多様なライフスタイルに対応したきめ細かな保育サービスにより、親の負担が少なく安心して働くことができる、また、勤務先や地域、家庭で子育てに対する理解や協力が得られる村をめざします。

基本目標2 子どもの健全育成のための環境整備

子どもと親が健康面で困ることなく生活でき、障がいがあっても自立して生活ができ、ひとり親家庭も子育てにかかる経済的な負担に特別な配慮がなされ、すべての子どもが健やかに育つことができる村をめざします。いきいきとした子どもたちであふれる村をめざし、家庭や学校だけでなく、地域全体で子どもの教育に取り組む村をめざします。

基本目標3 子どもと子育てに優しいむらづくり

子どもの幸せを第一に考え、子育てをしているすべての方が安心して豊かな子育てができるように、家庭ではみなが子育てに参画し、地域では、誰もが子どもや子育てをしている家庭を見守り支える、地域全体ですべての子どもと子育て家庭を支援していく仕組みが整っている村をめざします。

3 施策の体系

【基本理念】

子どもすべての最善の利益が健やかに実現され、成長できるむらづくり

【基本目標】

基本目標1
子育て家庭の支援

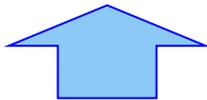
- 1-1 地域における子育てサービスの充実
- 1-2 母子の健康維持及び増進
- 1-3 子育て支援ネットワークの充実

基本目標2
子どもの健全育成のための環境整備

- 2-1 子どもや次代の親への教育環境整備
- 2-2 子どもの居場所づくりの推進【新・放課後子ども総合プラン】
- 2-3 支援が必要な親子への支援

基本目標3
子どもと子育てに優しいむらづくり

- 3-1 子育てを支援する生活環境の整備
- 3-2 子どもの安全・安心を守る取組みの推進



第5章 子ども・子育て支援事業の推進

第4章 基本施策

基本目標 1 子育て家庭の支援

1-1 地域における子育てサービスの充実

共働き家庭をはじめすべての子育て家庭を支援するため、家庭の状況やニーズに応じた保育等の子育て支援サービスをはじめ、子育ての悩みを抱え込まずに相談や交流できる場、子育て支援に関する情報の提供に努めます。

<施策の方向・取組み>

なるせっ子夢センターの充実	
内容	担当課
「なるせっ子夢センター」を子育て支援の拠点として、保育所及び児童館運営による総合的な子育て支援体制を推進しており、更なる子育て支援の充実を図ります。	健康福祉課
障がい児保育の実施	
内容	担当課
保育所や児童館においても、可能な限り障がいのある児童の保育ができるように整備します。	健康福祉課
育児相談体制の整備	
内容	担当課
子育てに悩みや負担を感じている保護者の相談相手としては、配偶者や友人、職場の人等身近で気軽に相談できる相手が多数を占める中、保育園・小学校の保護者の仲間等同じ年齢の子どもを持つ者同士の相互相談等、多様な相談の場と機会が求められています。 相談内容の多様化・複雑化に対応できるよう、専門的なことから気軽に利用できる身近な相談まで、利用しやすい相談体制の整備を図ります。	健康福祉課 (こども家庭センター)
育児休業後等における特定教育・保育施設等の確保	
内容	担当課
保護者が産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業期間中の保護者に対し、情報提供や相談支援を行います。	健康福祉課

1-2 母子の健康維持及び増進

妊娠届出時から妊婦の実情を把握し、妊娠早期からの健康づくり・育児支援から、産後の家族の養育能力の支援、子育ての仲間づくりの機会、相談支援、乳幼児健診及び指導など切れ目ない支援に努め、安心して子どもを生み、育て、子どもの育ちを支援する環境づくりを進めます。

<施策の方向・取組み>

乳幼児健診の充実	
内容	担当課
心身ともに健全な人として成長してゆくよう、乳幼児健診をすべての子どもが受診し、必要に応じた指導が受けられるように推進します。	健康福祉課
栄養指導の推進	
内容	担当課
子どもや保護者に食事の大切さや身体への影響等を理解してもらうために、親子食育教室の開催や乳幼児健診時の離乳食指導等を行い、食生活に対する学習機会をつくります。	健康福祉課
歯科保健の充実	
内容	担当課
歯の健康は、心身の健康につながりが深く、虫歯予防には乳幼児期からの生活習慣を身に付ける必要があります。本村の子どもたちの虫歯の数は減少傾向にありますが、今後とも歯の健康への意識を高く持たせ、継続していくことが大切です。子どもへのフッ化物による虫歯予防と妊婦への歯科健診の充実を図っていきます。	教育委員会 健康福祉課
予防接種事業の推進	
内容	担当課
子どもが病気等に対する免疫力をつけ、感染症にかからないようにすることは、今後の子どもの健康に重要な役割を果たします。適切な接種年齢、適切な時期に接種するよう指導します。	健康福祉課

小児医療の充実	
内容	担当課
子どもを安心して育てていくためには、小児医療の充実は重要です。乳幼児医療費助成制度やインフルエンザ予防接種への助成等を行い、疾病の予防や早期発見、受診、治療を確保します。	健康福祉課 住民生活課

不妊治療対策	
内容	担当課
不妊治療は、子どもがほしくてもなかなか授からず、不妊治療を考えている方に対し、費用が多額で経済的にも負担が大きいため、治療費の一部を助成します。	健康福祉課

1-3 子育て支援ネットワークの充実

妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に対応した支援や必要な情報や助言が、子育て家族に伝わり理解されるように、こども家庭センターが初期相談の窓口となって子育て家庭に寄り添い、相談支援を行います。家庭教育はすべての教育の出発点という認識の下、すべての親が安心して子育てや家庭教育を行うことができるように、地域が関わりながら支援していきます。

<施策の方向・取組み>

保育園、小学校の連携	
内容	担当課
幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、教育・保育アドバイザー（こども政策アドバイザー）を配置し、架け橋期（5歳児～小学校1年生）のカリキュラムの策定、保育園と小学校の交流や保育士と教職員の意見交換など保育園と小学校の連携・強化の推進を図ります。	教育委員会 健康福祉課

家庭教育相談の充実	
内容	担当課
村の子ども達が健やかで安全・安心に成長できるよう、なるせっ子広場や村の乳幼児健診・育児相談で育児・教育相談を行います。	健康福祉課

子育てサークル・子育て広場事業の育成	
内容	担当課
地域において子育てサービスを行っていく地域組織活動として、子育てサークル・子育て広場事業を育成していくことは重要です。そのためには、活動場所の提供や研修会等の学習機会を増やすこと等により人材の育成を図ります。	健康福祉課

地域組織活動の育成・支援	
内容	担当課
<p>地域で子育て中の親子同士と一緒に活動することは、子どもはもとより保護者にとっても交流及び情報交換の場として大切な役目を果たしています。</p> <p>村では、集落毎にある親子会の活動を支援しながら、地域の人たちと子育て中の親子に関わりが生まれるような活動を支援します。</p>	健康福祉課
子育てイベントの実施	
内容	担当課
<p>村民が子育て家庭の実態を把握し支援に取り組むには、実際に子育てをしている親子を知る必要があります。</p> <p>そのきっかけとするために、各種イベント等に親子で参加できるような内容を組み入れ、または子育てに関するコーナーを設けるなどして村民全員に関心を持ってもらうような企画を提供します。</p>	健康福祉課 (こども家庭センター)
子育て親子の交流推進	
内容	担当課
<p>子育て親子の交流の場としては、子育てサロンや育児サークルの設置が考えられますが、児童館等の公共施設内に開設して利用者の利便性を高めます。</p> <p>本村では、「子育てサロン」「なるせっ子広場」が交流の場、学習の場としてその機能を果たしており、関係機関と連携を深めてより一層の支援を行います。</p>	健康福祉課
子育てサポーターの養成	
内容	担当課
<p>子育てサポーターは子育て中の親子を応援する人材として重要であり、実際に同じ経験・悩みを持った人たちが身近にいるということは、安心して子どもを育てることができる環境づくりにとても重要な役割を担っています。</p> <p>主に「なるせっ子広場」の開催や情報誌の発行、乳児家庭の支援等、子育て支援のネットワークの形成の上では中心的な存在となるため、新規の子育てサポーターの養成とサポーターの質の向上に向けた研修を支援します。</p>	健康福祉課

基本目標 2 子どもの健全育成のための環境整備

2-1 子どもや次代の親への教育環境整備

次代を担う子どもたちが、調和のとれた人間としてたくましく心豊かに育つため、様々な体験活動や交流活動を通し、子どもの生きる力の育成を図ります。

＜施策の方向・取組み＞

コミュニティスクールの導入と地域学校協働活動の推進	
内容	担当課
学校と保護者、地域住民がともに意見を出し合い、学校運営に意見を反映させる「学校運営協議会」を設置する『コミュニティスクール』制度を導入しており、地域が協働して子ども達の豊かな成長を支えています。また、地域と学校が連携・協働して行う学校内外における活動『地域学校協働活動』を推進し、地域全体で子ども達の学びや成長を支え、子どもが地域の方達とふれあう中で、地元への愛着と、学校だけでは得られない知識・経験・能力など、これからの時代を生き抜く力の育成を目指します。	教育委員会
子どもの読書活動の推進	
内容	担当課
子どもたちの情緒を豊かにし、思いやりの心を育み、温かな気持ちで地域社会に関わっていける人間形成の一助のため、読書は重要な役割を担います。 子どもたちの豊かな心づくりを目指して読書活動の推進を図ります。	教育委員会
村営塾の開設	
内容	担当課
放課後または休日の学習について、本村は県内他市町村と環境・諸条件が異なり、児童生徒の希望にかなうような補足的な学習や発展的な学習が難しい地域となっています。そのため、学校以外の場所でさらに学ぶ機会を設け、将来地域を担う人材を育成するための学習支援として、休日における村営塾を開催します。	教育委員会
ALT 配置事業	
内容	担当課
外国語指導助手が、児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に、教育委員会から小・中学校に配置され、授業を補助しています。 また、保育園で週に1度英語教室を行い、幼児期から語学に対する興味や能力を育みます。	教育委員会
小・中学校教育支援員配置事業	
内容	担当課
小学校及び中学校に在籍する児童生徒に対して、日常生活動作の介助及び学習活動上の支援を目的として支援員を配置します。	教育委員会

2-2 子どもの居場所づくりの推進<新・放課後子ども総合プラン>

全ての児童・生徒が放課後を安全・安心に過ごし、遊んだり学んだり、多様な体験・活動を行うことができるように、引き続き、児童館の利用、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携などにより、子どもの居場所づくりを推進します。

<施策の方向・取組み>

学童クラブ運営	
内容	担当課
保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の放課後の居場所として、適切な遊び及び生活の場を整備し、その健全な育成を図ります。現在、なるせ学童クラブ1か所を開設しています。	健康福祉課
児童館活動の推進	
内容	担当課
地域組織との連携を深め、親子の遊びや交流を支援するとともに、いつでも交流できる環境の整備を図り、児童の健全育成の推進を図ります。また、児童館と図書館、保育園等が連携し、一体的かつ効果的な施策が推進されるよう施設の利活用を図ります。	健康福祉課
放課後子ども教室	
内容	担当課
全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組みを推進します。	教育委員会

2-3 支援が必要な親子への支援

日ごろの生活、教育・保育施設・学校での生活を通じて、子どもと子育て家庭の変化や困り感に気づき、必要な支援につなげる体制と、周囲の支えが必要な子どもと家庭に総合的に支援できる体制の強化を図ります。

障がい等で支援が必要な子どもの地域生活と自立を支援するための施策、育てにくさや発達障がいに関する相談支援、障がい児の学びの支援を推進します。

「子どもの貧困対策推進法」及び「子供の貧困対策に関する大綱（令和元年 11 月 29 日閣議決定）」に基づき、子どもの貧困対策については、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、すべての子どもたちの健やかな成長の支援を目指し、これまで実施してきた施策を子ども貧困対策の視点を取り入れながら推進します。

＜施策の方向・取組み＞

障がい福祉サービスの充実	
内容	担当課
障がい児とその家族の生活を支援するため、障がい児福祉計画に基づき、児童発達支援のサービスやその他の福祉サービス利用への相談体制の整備を図っていきます。	健康福祉課

ひとり親家庭の自立支援	
内容	担当課
本村においてもひとり親家庭は増加傾向にあり、きめ細かな支援が必要とされていますが、自立を促し支えていく支援も必要です。母子寡婦福祉会による相談体制の充実や情報提供の推進を図ります。	健康福祉課 社会福祉協議会

児童虐待対策の充実	
内容	担当課
児童虐待により被害に遭った子どもの保護については、関係機関による協力体制が不可欠です。支援の必要な子どもの事前の把握に努め、被害に遭った子どもに対しては、専門家によるケアをしていくとともに地域でのアフターケア体制の整備を行い、日常の生活に支障のないような環境づくりを進めます。	教育委員会 健康福祉課

基本目標3 子どもと子育てに優しいむらづくり

3-1 子育てを支援する生活環境の整備

若い世代や子育て家庭が、村で安心して生活・子育てができるよう、経済的負担の軽減など、生活環境の充実に努めます。

<施策の方向・取組み>

子育て支援金事業	
内容	担当課
東成瀬村の人口増加を願い、出産を奨励し、子育てを支援するため、子育て支援金を支給します。	健康福祉課

在宅赤ちゃん応援手当事業	
内容	担当課
在宅で育児をしている1歳未満の乳児がいる家庭に対し、支援金を支給します。	健康福祉課

子育て用品応援事業	
内容	担当課
おむつ購入費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育てをしやすい環境づくりを推進します。	健康福祉課

高校生バス通学費等補助金	
内容	担当課
村民の足として路線バスの運行維持と利用促進を図り、同時に高校生等の通学費軽減のため、路線バス及び電車利用者の定期券購入費について助成します。	企画課

ふるさと定住奨励金	
内容	担当課
奨学金を返還されている村在住の方へ助成金を交付します。	企画課

子育て住宅リフォーム等促進事業補助金	
内容	担当課
18歳以下の子ども、また、妊婦のいる世帯に対して住宅のリフォーム費用の一部を助成します。	建設課

東成瀬村奨学資金貸付金事業	
内容	担当課
高校や大学、各種学校等に在学する村民に対し、奨学金を貸与します。	教育委員会

3-2 子どもの安全・安心を守る取組みの推進

子育て家庭、保育園・小中学校、地域が互いに連携して、子どもの安全を守るための活動を推進し、地域の安全・安心を守っていきます。

＜施策の方向・取組み＞

子どもの交通安全を確保するための活動の推進	
内容	担当課
子どもの交通安全を守るために、保育園や小・中学校での交通安全教室の開催をはじめ、歩道の整備や交通安全関係団体による街頭指導を実施し、地域全体で交通安全意識を高めながら総合的に対応を図っていきます。	住民生活課 教育委員会
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	
内容	担当課
全国的に見ても、子どもに対する変質者等の出没や児童虐待事件が後を絶たず、それらは都会とは限らず地方でも発生しています。子どもを狙った事件の発生を防止するには、いざという時の緊急避難場所や相談所の設置が必要です。村民が一体となった「地域の子どもは地域で守る」「犯罪を起こしにくい地域社会をつくる」等の住民意識の高揚が必要です。犯罪に関する情報の提供や防犯ボランティアによる見守りの実施等の対策を講じます。	住民生活課 教育委員会
児童虐待防止対策の充実	
内容	担当課
児童虐待の発生予防から早期発見、早期対応に努め、すべての子どもの健全な心身の成長に努めます。	健康福祉課

第5章 子ども・子育て支援事業の推進

1 教育・保育提供区域の設定

量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことで、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて設定します。

村内には、保育園、小学校がともに1か所あり、教育・保育の提供体制及び利用状況から、村全体を1区域として設定します。

区分 / 施設・事業名			区 域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園・保育所（園）・認定こども園	村全域
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援		村全域
	② 地域子育て支援拠点事業		村全域
	③ 妊婦健診		村全域
	④ 乳幼児家庭全戸訪問事業		村全域
	⑤ 産後ケア事業		村全域
	⑥ 養育支援訪問事業		村全域
	⑦ 子育て短期支援事業		村全域
	⑧ ファミリー・サポート・センター事業		村全域
	⑨ 一時預かり事業		村全域
	⑩ 乳幼児等通園支援事業		村全域
	⑪ 延長保育事業		村全域
	⑫ 病児・病後児保育事業		村全域
	⑬ 妊婦等包括相談支援事業		村全域
	⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業		村全域
	⑮ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		村全域

2 計画期間の子ども数

計画期間中の児童数について、令和6年（10月1日現在、出生見込みを含む）の1歳年齢ごと男女別人口（住民基本台帳人口）を基に推計しました。令和8年以降の0歳児は見込み数です。令和2年度を最後に、村での出生数は10人を割っており、令和11年度には就学前・小学生併せて100人ほどになると推測されます。

計画期間の児童数の推計

(人)

	計画期間の推計児童数				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	8	8	8	8	8
1歳	1	8	8	8	8
2歳	7	1	8	8	8
3歳	7	7	1	8	8
4歳	12	7	7	1	8
5歳	8	12	7	7	1
就学前児童	43	43	39	40	41
6歳	15	8	12	7	7
7歳	12	15	8	12	7
8歳	13	12	15	8	12
9歳	10	13	12	15	8
10歳	11	10	13	12	15
11歳	11	11	10	13	12
小学生	72	69	70	67	61
合計	115	112	109	107	102

3 子ども・子育て支援給付

(1) 特定教育・保育（施設型給付）

① 1号認定

■1号認定（幼稚園・認定こども園）の実績

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （必要利用定員）	0人	0人	0人	0人	0人
実績	0人	0人	0人	0人	0人

■1号認定（幼稚園・認定こども園）の見込み

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （必要利用定員）	0人	0人	0人	0人	0人
供給量	0人	0人	0人	0人	0人

■方策

現状実績において、保育を必要としない児童の幼稚園等の利用者は現在0人であり、今後の見込みについても0人となっていることから、1号認定の受け入れ施設の整備は必要なしとして対応します。

ただし、今後新たにニーズが発生した場合、広域で調整・対応を検討します。

② 2号認定

■2号認定（幼稚園）の実績

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （必要利用定員）	4人	5人	5人	5人	4人
実績	0人	0人	0人	0人	0人

■2号認定（幼稚園）の見込み

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （必要利用定員）	4人	5人	5人	5人	4人
供給量	0人	0人	0人	0人	0人

■2号認定（保育所・認定こども園）の実績

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （必要利用定員）	36人	38人	42人	38人	35人
実績	47人	47人	47人	47人	47人

■2号認定(保育所・認定こども園)の見込み

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (必要利用定員)	27人	26人	15人	16人	17人
供給量	34人	34人	34人	34人	34人

■方策

幼稚園については、現状利用者は0人です。幼稚園の希望があった場合は広域入所での対応を検討します。保育所については、現状で待機児童は無く、児童数も減少の見込みから、今後の保育ニーズは、「なるせ保育園」の利用定員において確保されると見込みます。

③ 3号認定

■3号認定 0歳児(保育所・認定こども園等)の実績

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用定員)	6人	5人	5人	5人	5人
実績	8人	9人	6人	6人	2人

■3号認定 0歳児(保育所・認定こども園等)の見込み

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (必要利用定員)	8人	8人	8人	8人	8人
供給量	9人	9人	9人	9人	9人

■3号認定 1・2歳児(保育所・認定こども園等)の実績

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用定員)	24人	22人	18人	17人	17人
実績	24人	14人	17人	17人	15人

■3号認定 1・2歳児(保育所・認定こども園等)の見込み

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (必要利用定員)	8人	9人	16人	16人	16人
供給量	10人	20人	20人	20人	20人

■方策

現状で待機児童はなく、今後についても児童数は減少の見込みから、保育ニーズは、「なるせ保育園」の利用定員において確保されると見込みます。

(2) 地域型保育給付

① 家庭的保育

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

② 小規模保育

少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

③ 事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

④ 居宅訪問型保育

障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

■①～④地域型保育給付の方策

現在の利用状況を把握しつつ、3号の保育ニーズを見込みます。村内には認可外保育施設、事業所内保育等の地域型保育事業はないため、需要があった際は広域で対応できるよう、健康福祉課に相談窓口を設置し、情報収集・情報提供に努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

■現状

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行います。また、子どもや保護者からこれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報を提供・助言し、関係機関との連絡調整等を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	1

■見込み量(実施か所数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1	1	1	1	1
供給量	1	1	1	1	1

■方策

令和6年度からこども家庭センターを開設し、子育て家庭からの相談への対応、関係機関との連絡調整を行っています。

(2) 地域子育て支援拠点事業

■現状

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量 (年間)	756人	696人	588人	564人	564人
実績(年間)	345人	450人	509人	448人	267人

■見込み量(1か月あたり利用延回数)

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	70人	70人	70人	70人	70人
供給量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

■方策

現在、なるせ児童館でなるせっ子広場を毎週火曜日に開設しています。利用希望があれば全て受け入れていることから、現状の施設でニーズは確保されと考えます。

(3) 妊婦健診

■現状

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施します。

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	140人	126人	126人	126人	126人
実績	144人	75人	97人	48人	114人

■見込み量

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(延)	176人	176人	176人	176人	176人
供給量(延)	176人	176人	176人	176人	176人

■方策

量の見込みについても、現状の体制で確保され则认为ます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

■現状

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	10人	9人	9人	9人	9人
実績	8人	7人	9人	2人	8人

■見込み量

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	8人	8人	8人	8人	8人
供給量	8人	8人	8人	8人	8人

注) 0歳児数

■方策

量の見込みについても、現状の体制で確保され则认为ます。

(5) 産後ケア事業

■現状

医療機関又は助産師に事業の実施を委託し、出産後の母子の心身のケア、育児のサポート等を行います。

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	7人	7人	7人	7人	7人
実績	0人	0人	0人	0人	7人

■見込み量

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	7人	7人	7人	7人	7人
供給量	7人	7人	7人	7人	7人

■方策

量の見込みについても、現状の体制で確保され则认为ます。

(6) 養育支援訪問事業

■現状

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

(世帯)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1世帯	0世帯	1世帯	0世帯	1世帯
実績	6世帯	1世帯	1世帯	2世帯	0世帯

■見込み量

(世帯)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1世帯	1世帯	1世帯	1世帯	1世帯
供給量	1世帯	1世帯	1世帯	1世帯	1世帯

■方策

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、要保護児童対策地域協議会の連携強化とその充実に努め対応します。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

■現状

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが、一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0人	7人	7人	7人	7人
実績	0人	0人	0人	0人	0人

■見込み量

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	7人	7人	7人	7人	7人
供給量	7人	7人	7人	7人	7人

■方策

現在、村には対応可能な施設はなく、これまでもニーズや利用実績はありませんが、利用希望があった場合には広域調整で対応します。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

■現状

小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡や調整を行います。

(日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0人	0人	0人	0人	0人
実績	0人	0人	0人	0人	0人

■見込み量(年間あたり利用平均日数)

(日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	0人	0人	0人	0人	0人
供給量	0人	0人	0人	0人	0人

■方策

今回のニーズ調査で現れた数値は、小学校の放課後の預かり需要から算出されており、放課後児童クラブにより対応できると考えます。

(9) 一時預かり事業

■現状

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所において行います。

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園における一時預かり	0人	0人	0人	0人	0人
2号認定による定期的な利用	290人	290人	290人	290人	290人
その他	290人	290人	290人	290人	290人
実績	0人	0人	1人	0人	0人

■見込み量(年間あたり利用平均日数)

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園における一時預かり	0人	0人	0人	0人	0人
その他(未就園児等)	0人	0人	0人	0人	0人
供給量	290人	290人	290人	290人	290人

■方策

現在なるせ保育園では一時預かりを休止していますが、1歳を過ぎた乳児がほぼ教育・保育施設に入所していることや、子育てボランティアの利用で、ニーズは確保されていると考えます。

(10) 乳幼児等通園支援事業(新規事業)

■現状

保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度です。

■見込み量

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	0人	1人	1人	1人	1人
供給量	0人	1人	1人	1人	1人

■方策

村では令和8年度より事業実施を予定しています。

(11) 時間外（延長）保育事業

■現状

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施します。見込み量は、11時間を超える保育ニーズを示しています。

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	21人	21人	20人	19人	18人
実績 (補助事業)	0人	0人	0人	0人	0人
実績 (単独事業)	26人	22人	34人	22人	18人

■見込み量(利用実数)

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	22人	21人	20人	20人	20人
供給量	22人	22人	22人	22人	22人

■方策

現在、午前は7:00～7:30、午後は18:30～19:00までの延長保育を行っており、現状の施設でニーズは確保され则认为ます。

(12) 病児・病後児保育事業

■現在

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

(日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0人	0人	0人	0人	0人
実績	0人	0人	0人	0人	0人

■見込み量

(日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	5人	5人	5人	5人	5人
供給量	0人	0人	0人	0人	0人

■方策

現在は、村内では実施していません。一定のニーズはありますが、現在は家族・親族内で対応できている状況であり、村では事業を実施せず、希望があれば広域で対応します。

(13) 妊婦等包括相談支援事業（新規事業）

■現状

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を行います。

■見込み量(延べ人数)

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	28人	28人	28人	28人	28人
供給量	32人	32人	32人	32人	32人

■方策

こども家庭センターや、乳幼児健診などで相談に応じます。

(14) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

■現状

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。令和6年度は東成瀬小学校の児童の87%が利用登録しています。

(人)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	低学年	高学年								
見込み量	20人	14人	18人	10人	19人	11人	20人	10人	21人	9人
実績	35人	30人	34人	27人	33人	27人	34人	29人	33人	27人

■見込み量(実数)

(人)	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量	37人	30人	33人	33人	33人	33人	26人	37人	25人	33人
供給量	70人		70人		70人		70人		70人	

■方策

令和6年度より、田子内学童クラブと岩井川学童クラブを統合し、なるせ学童クラブ1か所を開設しています。

今後の児童数の減少に伴い、現状の施設でニーズは確保されていると考えます。

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■現状

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

■方策

現在、なるせ保育園で使用される日用品、文房具等において、保護者の負担は特段発生していない状況であり、この事業については実施しない予定です。

(16) 多様な事業所の参入促進・能力活用事業

■現状

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■方策

なるせ保育園で、ニーズ量は十分確保されていると考えるため、民間事業者等の新規参入促進のための事業については実施しない予定です。

5 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取組みの推進、0～2歳に係る取組みと3～5歳に係る取組みの連携に関する記事を記載することが求められています。

(1) 就学前教育・保育に関する基本的な考え方

本村においても、就労形態の多様化等から保護者の就労の有無に関わらない施設利用や0歳児から就学前までの一貫した教育・保育・子育て支援への需要が増大していくものと考えられることから、需要の推移を見極めつつ、幼保一体化のメリットと課題を整理しながら推進します。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

就学前の乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、生活環境も人が大きく成長する上で非常に重要な意味を持っていることから、教育・保育については、基本的な生活習慣の確立や豊かな情操教育の場として重要な役割を果たしています。このことから、質の高い幼児期の教育・保育の充実を図るため、さらなる教育・保育環境の整備と指導体制の充実を図ります。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、在宅で子育てをしている親子を含めたすべての家庭を対象に、子どもの成長に応じた子育て支援策の充実や、安心して子どもを産み、育てることのできる子育て環境の整備を進めていきます。

(3) 地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

利用者が効率的に希望するサービスの情報が得られるよう、村が中心となって、教育・保育資源等の情報を総合的に収集・提供します。

(4) 保育所と小学校等との連携の推進方策

幼児期から児童期への発達の流れを理解し、互いの教育内容や指導方法の違い・共通点について理解を深める必要があります。本村では教育・保育アドバイザー（こども政策アドバイザー）を配置し、定期的・継続的に関係者の共通理解を図るため、保育園と小学校との連携を更に推進していきます。

特に、障がいのある子どもや配慮の必要な子どもが必要な支援や合理的配慮など、切れ目なく支援を受けることができるよう、連携を図ります。

6 総合的な施策の推進

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

1年間のうち年度の後半で育児休業明けになる共働き世帯で保育ニーズがみられることなども含め低年齢児の保育ニーズは高まっており、低年齢児保育の量の確保を図ります。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等を推進します。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働きやすい職場環境の整備、育児休業等制度の周知、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発などが考えられます。

(4) 新・放課後子ども総合プランの推進

新・放課後子ども総合プランの市町村計画として、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的な推進をします。

(5) 児童虐待防止対策の推進

児童福祉法の改正をふまえ、支援を必要とする子どもや妊婦の早期把握、要保護児童対策地域協議会の取組の強化及び子ども家庭相談支援拠点の整備を検討します。

(6) 教育・保育の質の向上

教育・保育アドバイザーを配置し、幼児教育から学校教育への移行期（架け橋期）において、子どもの成長を切れ目なく支え、保小の円滑な接続を意識した、教育・保育の質の向上に向けて取り組んでいきます。

第6章 計画の推進

1 関係機関等との連携

子どもと子育てに関する課題の解決に向けて、村民や事業者との連携と協働による活動を促進し、子どもの成長と子育て支援を進めます。

また、地域、学校と警察の連携により、子どもの安全の確保などを促進します。

2 計画の達成状況の点検・評価

広報誌やホームページなどの多様な媒体を活用し、本計画の内容を情報公開し、広く村民に周知します。

また、本計画の推進にあたって、継続して各施策・事業の実施状況について年度ごとに点検し、子ども・子育て会議で報告し、施策の充実・見直しについての検討を行い、総合的かつ円滑な推進をめざします。

3 家庭・地域・事業者・村の役割

家庭・保護者は、子育てについての第一義的な責務を担い、家庭が子どもの成長にとって基盤になることを自覚し、健やかな子どもの育ちを支えていくことが求められます。

地域は、子どもの健やかな育ちや子育て家庭を見守り、支える場として重要な役割を担っています。

教育・保育施設等は、子どもの成長と子育て家庭が子どもと向かい合えるよう支援していくため、質の高い教育・保育サービスの提供と子どもの関係機関等との連携が不可欠です。

村は、計画の推進主体として、教育・保育サービスを担う事業者が子どもたちに質の高いサービスが提供できるよう、情報提供や地域のネットワークづくりをはじめ、子育て環境づくりに包括的・計画的に取り組む役割を担っています。